

A：加工食品販売に伴う保健所への申請手続きについて

アースデイ東京における出店にて飲食物を取り扱う場合には、保健所への申請が必要です。
下記記載内容を熟読の上、販売内容書をご記入、ご提出いただきますようお願いいたします。

販売可能な食品について

販売する加工食品は、保健所許可施設で製造・加工された食品に限ります。
また、食品衛生法 19 条の規定に基づく適正な表示がされている食品に限ります。

- ・野菜、果物、乾物類
- ・菓子（生菓子を除く）
- ・缶詰・瓶詰め食品、その他包装された加工食品

※以下の商品は販売できません。

- ・法令等により保存基準が定められていない商品
- ・包装されていないもの(野菜、果物を除く)
- ・生もの（肉類、魚介類）、牛乳、その場で調理を必要とする商品

注意事項

食品を取り扱うにあたり、下記項目を厳守してください。

- ・その場で調理加工行為はできません。（食品のカット、小分け含む）
- ・全ての販売は、ブース内で行ってください。（直射日光は避けてください）
- ・食品及び容器、包装等を衛生的に保管できる格納設備を設け、塵埃等に汚染されないように保管してください。
- ・試飲試食品の提供はできません。

- ・販売物には食品衛生法 19 条に基づくラベル表示をしてください。

- * 品名
 - * 製造者の住所
 - * 製造者の社名
 - * 製造者の氏名
 - * 消費期限（日付明記のこと）
 - * 注意事項（例：開封後はお早めにお召し上がり下さい）
 - * その他、管轄する保健所が必要と認めた事項
- ※申請書と一緒にラベルサンプルをご提出下さい

- ・ご申請いただきました商品については、今後保健所との調整の中で、変更・調整いただく場合があります。予めご了承ください。
- ・出展者間及び出展エリアでの対人・対物のトラブル、食中毒などの食品衛生管理について発生する損害等については、当該出展者の責任とし、主催者はその責任を負いません。

アースデイ東京 2019 **食品販売内容申請書**

【申請〆切：2019年2月20日(水)】

団体名		担当者	
電話番号		FAX	
携帯番号			

出展募集要項、その他書類は熟読のうえ、その内容を確認しました。出展に伴う、事故及び食品販売に起因する全ての事項については、当団体が責任を持って解決いたします。主催者に一切の賠償などの請求は行いません。自社で出たゴミなどについては持ち帰りを徹底し、会場内においても係員の指示に従います。

責任者氏名
_____**取扱い商品リスト**

商品名	内容（詳しく）	形態	販売予定価格
例) クッキー	ごま入りクッキー	袋詰め	600円

この申請書と一緒に、**商品に貼付する食品ラベルのご提出**をお願いいたします。販売品全ての商品について必要となります。画像・写真・原稿データなど、内容が確認できるものであれば、どれでも構いません。

お申し込み・お問い合わせ

アースデイ東京 2019) 出展窓口 (担当：アースガーデン 山下)

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-12-24 小池ビル 3F アースガーデン内

TEL : 080-3355-3282 / FAX : 03-5468-3285 / E-Mail : npo@earthday-tokyo.org

※お電話によるお問い合わせは、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の、10時から17時までにお問い合わせいたします。